

生徒心得

1. 一般心得

本校生徒としての自覚と誇りを持ち、人格を高め、学力の向上に努める。そして、自己の目的を達成するために、以下の事を特に心掛ける。

- (1) 生徒同士は常に相手の人格を尊重して接する。
- (2) 教職員、外来者には礼儀正しく接する。
- (3) 健康等に留意し、欠席・遅刻・早退・欠課・外出をしない。もしその必要がある場合は、必ず定められた届出をする。
- (4) 校舎・校具は担当の先生の許可のもと、大切に扱う。
- (5) 校内外を問わず公共物を大切にし、進んで環境の美化に努める。破損又は紛失した場合は直ちに担当教師またはその管理者に申し出る。
- (6) 登校は特別な場合を除き午前8時35分までとする。
- (7) 下校時間は19:00までとする。
- (8) 休暇時の登校の際は制服またはジャージを着用する。
- (9) 校内外における金銭及び物品の貸借をさける。
- (10) 外出の時は用件、行き先、帰宅時間を必ず家人に告げる。なお、身分証明書を必ず携帯する。
- (11) 夜間外出時間は午後9時までとするが、できるだけ夜間外出はさける。
- (12) 外泊は必ず保護者の許可を得ること。無断外泊は絶対にしてはいけない。
- (13) ボーリング・カラオケ・ゲームセンター等の利用は外出時間内とする。
- (14) パチンコ店等出入りの禁止されている場所には保護者同伴といえども出入りしない。

2. 服装等

服装は常に清潔、質素、端正を心がける。通学時は制服を着用する。正しい服装は教養ある生徒の誇りとするものである。

- (1) ア. 男子の制服について
 - ① 指定のブレザー、スラックス、ネクタイ、ワイシャツを着用する。
 - ② ワイシャツの裾はズボンの中に入れること。
 - ③ ネクタイは、一番上のボタンをして着用する。
 - ④ 略装として、指定のベスト・セーターの着用を認める。また、ワイシャツのみの略装も認める。その際は、ネクタイをはずしてもよいが、ワイシャツのボタンは、第2ボタン以降ははずさない。
- (2) ア. 女子の制服について
 - ① 指定のブレザー、ベスト、スカート又はスラックス、リボン、ワイシャツを着用する。
 - ② 靴下は黒・紺のハイソックスとし、ストッキングは無柄の黒・肌色とする。
 - ③ スカートの丈は、膝に掛かる範囲とする。
 - ④ 略装として、指定のベスト・セーターの着用を認める。その際は、リボンをはずしてもよいが、ワイシャツのみの略装は認めない。また、ワイシャツの第1ボタンのみははずしてよい。
 - ⑤ 冬期間においてスカートを着用する場合、健康上ストッキングを履くことが望ましい。
- (3) 男女とも制服以外の挟み着をしないこと。
- (4) 指定する行事、儀式は正装とする。(全校集会、入学式、卒業式等)
- (5) 制服は学校に置いて帰らない。
- (6) マニキュア、ピアス、指輪等の装飾品、化粧は認めない。
- (7) 頭 髪
 - ① 清潔と端正を第一とし、自然の状態を保つ。
 - ② 男女ともパーマ、ウェーブ、染色、脱色、加工等は禁止する。
- (8) 履 物
 - ① 上靴は学校指定の運動靴とする。
 - ② 登下校時は靴を使用し、形・色は自由とする。但し、下駄、サンダル等での登校は認めない。

(9) その他

- ① 特別に制服着用が不可能な者は学級担任の許可を受けること。
- ② この規定にない事項については高校生としてふさわしい身だしなみとする。

3. 諸願い及び諸届

生徒手帳による諸届・諸願いはすべて保護者または保証人署名捺印のうえ、担任に提出すること。

(1) 欠席等に関わる届出について

- ① 事前に分かっている欠席・遅刻・早退等は、速やかに担任に届出る。
- ② 病気等で急に欠席・遅刻となる場合には、朝のSHR前に保護者から、担任に電話で届出る。
- ③ やむを得ず早退・外出する場合は、担任に届出て、許可を得る。
- ④ 遅刻して教室に入る時は、職員室で入室許可証に必要事項を記入して、担任又はこれに替わる教員の承認を受けてから教室に入る。
- ⑤ 入院などで長期間におよぶ欠席の時は、必要に応じて医師の診断書を提出する。

(2) 下記の事項があった時は、担任に届出る。

- ① 住所・電話番号の変更
- ② 保証人の変更
- ③ 学校内において、盗難・紛失のあった場合
- ④ 学校内において、金銭・物品を拾得した場合
- ⑤ 校舎・校具を破損した場合
- ⑥ 負傷・病気等になった場合

(3) 下記の事をする場合は事前に担任・部活動、局顧問と面談の上、諸願いに必要事項を記入し、担任を通じて校長宛に速やかに提出すること。

- ① アルバイトをするとき。
- ② 校内で生徒が集会もしくは行事を催すとき。
- ③ 印刷物等を配布・掲示するとき。
- ④ クラス等で校外キャンプや会合等をするとき。
- ⑤ 欠席・欠課をとまなう校外の行事に参加するとき。
- ⑥ 自宅以外から通学するとき。
- ⑦ 金銭を徴収するとき。
- ⑧ その他、学校より指示のあった事項について。

4. 下宿

- (1) 自炊、下宿の際は必ず担任を通じて学校に届け出ること。
- (2) 室内は、清潔・整頓に注意する。また、家人・隣人に迷惑をかけることのないように気をつける。
- (3) 外出する場合は必ず行き先ならびに帰宅時間を家人に連絡し、明らかにしておくこと。
- (4) 生活は規律正しく計画的に行うように心掛ける。

5. 通学

- (1) 通学の際は交通規則を守り、交通道德に従い特に通学列車、バス等の利用者は車内道德に十分留意し、乗客に迷惑をかけないこと。
- (2) 自転車による通学は降雪等の障害のない時とする。その期間は別に指示する。
- (3) 自転車通学
 - ① 距離制限はしない。車体は点検整備を行い、特にブレーキ、ライト、反射体、ベル、ハンドルが正常なものとする。
 - ② 二人乗り、並進は厳禁する。
 - ③ 学校のナンバーステッカーを後泥よけ部につける。
 - ④ 自転車通学をする生徒は、登校時は指定された駐輪場に駐輪すること。
 - ⑤ 違反者には自転車通学を禁止することがある。